明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令（国土交通五六）　一
○福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令（同五七）　六
〔告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一九三）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九四）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一九五）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一九六）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九七）　一二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同一九八）　一二
○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（外務一九一）　一三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同一九二）　一三
○道路に関する件（北海道開発局六三、六四）　一三
〔公告〕
諸事項　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構関係　一四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○国土交通省令第五十六号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条第七項、第八項及び第九項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条の規定に基づき、並びに福島復興再生特別措置法を実施するため、この省令を制定する。

平成二十四年五月三十日

国土交通大臣　前田　武志

福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令

（非居住者の代理人）

第一条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、福島特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、福島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第二条　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第四十条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（福島特例通訳案内士登録簿の様式）

第三条　法第四十条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の福島特例通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。

（登録の申請）

第四条　法第四十条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による福島特例通訳案内士登録申請書を、福島県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第四十条第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第七条及び第八条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に福島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書